

コンビニ交付サービスの緊急停止について

他都市において、富士通 Japan 株式会社（以下、事業者）の提供するシステムに起因する証明書誤発行が確認されたことを受け、事業者からコンビニ交付サービスの即時停止の要請がありました。

この要請に基づき、本市のコンビニ交付サービスを本日 14 時から停止します。

なお、再開については、事業者が今後の対応を検討中であるため、未定です。

市民の皆様に御迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫びいたします。

1 停止しているコンビニ交付サービス

- (1) 住民票の写し
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 戸籍の附票の写し
- (5) 戸籍（全部・個人事項）証明書
- (6) 利用登録申請（本市以外にお住まいで、本市に本籍がある方が戸籍のサービスを希望される場合）

2 今後の予定

コンビニ交付サービスの再開予定については現在未定です。

再開が決まり次第、お知らせします。

3 コンビニ交付サービス停止期間中の証明発行

停止期間中については、区役所戸籍課または行政サービスコーナーをご利用ください。

- ・ 区役所戸籍課 平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時、第 2・4 土曜日 午前 9 時～正午
- ・ 行政サービスコーナー 平日 午前 7 時 30 分～午後 7 時、土・日曜日 午前 9 時～午後 5 時

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/todokede/koseki-juminhyo/shoumei/gsc.html>

【参考】

富士通株式会社発表資料

「Fujitsu MICJET コンビニ交付」システムの再停止について

<https://pr.fujitsu.com/jp/news/2023/06/29-2.html>

本件に関する問合せ先については、上記富士通株式会社ホームページをご参照ください。

お問合せ先

市民局区政支援部窓口サービス課長 吉田 誠 Tel 045-671-2176